

令和6年度 学生FD CHAmmit 学部提案書に基づく学生への回答書

1 学生との協議の場について

実施日	実施内容
令和7年2月12日	CHAmmit参加者(教職員含む)及び教務課員の計6名がオンラインで実施しました。 計30分程度、学部に望む授業について協議しました。

2 法学部から学生へのメッセージ

今回いただいた様々な御意見について、学部内でも検討の上、実現していきたいと思います。
参加者の皆さんと協議させていただいても印象にありましたのは、同一科目における評価方法について、学生が不満を感じているということでした。
成績評価の平準化を図っているところですが、制度を各教員に浸透させることの重要性を感じました。
学生さんからの提案を真摯に受け止め、改善に努めてまいります。

3 学部提案書の対応について

「学部に望む授業」の提案について

項目	対応済	対応中	検討中	対応内容
対面講義でもクラスルームなどを使用し、フィードバックを行うことで、意見共有・意見交換を行えるようにしてほしい		○		授業における学生へのフィードバック方法をシラバスへの必須記載事項としており、シラバス作成段階で教員へ求めているところです。 授業アンケート回答結果に対するアクションプランシートを作成し、学生にフィードバックする制度があります。 今後さらに授業期間内においても、フィードバックがさらに活発に行われるよう、クラスルームや学内システムでのフィードバック方法などを検討していきます。
ICT教育を充実してほしい			○	ICT利活用教育の運用のための教育支援を行う組織、システムやコンテンツの作成・維持に係る人員の不足、予算の不足などの理由から、今すぐに広範な取り組みを行うことは困難ですが、ICT教育の重要性は本学部でも認識しているところです。令和7年度より数理・データサイエンス・AIに関する科目を設置することについて検討しています。
人気講義をオンデマンドと対面のハイブリット化を行うことで、履修制限を減らし、各自が学びたい内容について進んで学べる環境を整えてほしい		○		学生の学ぶ意欲に応えられるよう検討していきます。 検討していく中で、学習効果が期待できるかどうかを検証する必要もあると考えています。 ちなみに、令和7年度においては、通学を前提とした対面授業を中心に実施することとしつつも、履修者が270名を超えることが想定される科目についてはオンデマンド授業とすることを一例として挙げておきます。
講義内容をこれから先どのように活かすことができるのか、多くの事例と絡めながら講義を行ってほしい		○		ゲストスピーカー制度として、担当教員ではなく、企業等の社会で活躍している学外者に講演してもらう制度があり、講義の全般的 content と社会とのつながりを認識する機会としています。 同制度を活用することや、講義内容を充実させられるよう検討していきます。
講義内の事例について話し合う時間を設けてほしい			○	学生が能動的に考え、学びに向かうアクティブ・ラーニング形式の授業の重要性は認識しており、本学部でも検討してきたところです。 今後、講義において事例の話し合いを行うなど、アクティブ・ラーニング形式の授業をこれまで以上に増やして行くために、科目のあり方を引き続き検討していきます。

裁判所に行くことや模擬法廷場を使用しながらの模擬裁判を行う機会を増やしてほしい		○	学外授業として、裁判所等、学外の施設を利活用している複数の講義があることや、模擬法廷講堂を使用し、ゼミナールの授業を実施する教員がいます。このゼミナールは学部祭で模擬裁判を披露しています。このような事例を学部内で情報共有をして機会が増やせるよう検討します。
複数回講義を開講し、学部・学科関係なく横断できる授業形態を増やしてほしい		○	開講する曜日時限や、担当する教員の拘束時間等、様々な問題点が考えられるが、要望として受け止め検討します。
就活を意識した講義が少ないため、1・2学年から就活の基盤となる講義を増やしてほしい		○	正課の授業科目を設置することは難しいですが、今後カリキュラムを改定するにあたっては、科目設置について検討します。 また、ゲストスピーカー制度として、担当教員ではなく、企業等の社会で活躍している学外者に講演してもらう制度があり、講義の全般的な内容と社会とのつながりを認識する機会としています。
少人数制の講義形態の導入を行ってほしい		○	科目の性質によって、グループワークやPBL等の必要性を重視することを検討します。 現状の実績として、学部3年次生から、ゼミナールに所属することを原則必修化しており、小人数で各ゼミナールの活動を行っています。
同講義における評価方法や講義内容の統一を行ってほしい		○	特に大勢の教員が同一科目を担当する場合に、担当教員によって成績評価の平準化が計れていないことを改善するための方策を検討します。 現状の制度として、法学部では、日本大学法学部学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）に基づき、学生の学修成果を厳正に評価するよう全教員に周知するとともに、ルーブリック評価を導入し、学生の達成度を客観的かつ厳格に測定するよう努めています。 また、同一科目を複数名の教員が担当する場合、予め「授業の概要」「授業の目的」「到達目標」を共有し、教員間ですり合わせを行い、成績評価の平準化を図っています。 この制度を各教員に浸透させることを併せて検討していきます。

※令和7年4月1日現在の対応内容となっており、今後の状況によって変更する可能性があります。